

岡野誠「新たに紹介された吐魯番・敦煌本「唐律」
「律疏」断片」：（土肥義和編「敦煌・吐魯番出土
漢文文書の新研究 修訂版」 東洋文庫・汲古書院
、2013年）

著者	中村 正人
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa law review
巻	58
号	1
ページ	143-148
発行年	2015-07-31
URL	http://hdl.handle.net/2297/43370

《書評》

岡野誠著「新たに紹介された吐魯番・敦煌本『唐律』『律疏』断片」

(土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究 修訂版』

東洋文庫・汲古書院、2013年)

中 村 正 人

筆者の岡野氏は、敦煌・吐魯番出土の唐律・律疏残巻の研究に関して、日本を代表する研究者の一人である。今回書評対象として取り上げる論文は、岡野氏が専門とする分野における近年の研究成果を公表したものである。本書評で取り上げる論文は、2009年に公表された同名論文(以下「原論文」と称する)に、その後の旅順博物館および中国国家図書館での実地調査を踏まえて執筆された論文(岡野誠「旅順博物館・中国国家図書館における『唐律』『律疏』断片の原巻調査」(土肥義和編『内陸アジア出土4～12世紀の漢語・胡語文献の整理と研究』(科研報告書、東洋文庫、2011年)所収、以下「原巻調査」と称する)で得られた知見に基づき、収録書籍の修訂版発行を契機として、一部修正・補足を加えたものである(以下「補訂論文」と称する)。ただし、修正箇所は「補訂論文」の稿尾にまとめて記載されているため、本文自体は(誤記1箇所)の訂正以外は「原論文」と同一である。

以下に本論文の概略を紹介するが、その内容に関しては、『法制史研究』62号に、小林宏氏による「原論文」と「原巻調査」の2編をまとめた書評がすでに存在するため、そちらもあわせて参照されたい。

本論文は主として、近年新たに紹介された律疏の断片の概要を述べた前半部分(第1節および第2節)と、旅順博物館所蔵の唐賊盜律47条の断片の検討を通じて永徽・開元間の法改正の可能性について論じた後半部分(第3節)の2

つに内容上大きく分かれている。

まず第1節では、旅順博物館・龍谷大学共編『旅順博物館蔵 新疆出土漢文仏経選粹』（法蔵館、2006年、以下『新疆選粹』と称する）および郭富純・王振芬著『旅順博物館蔵西域文書研究』（萬巻出版社、2007年、以下『旅博研究』と称する）という二種類の書物によって新たに紹介された、大谷文書中の5件の法律文書（但し『新疆選粹』はその内の一件を欠いており、4件のみを収録している）の内、3件の文書（『旅博研究』掲載の文書番号では、「1509_1570_2」「1507_988」「1507_1176_4」の3件）を取り上げて紹介している。岡野氏は、これら3断片は、『律疏』の名例律27条から28条にかけての、きわめて近い位置にある条文の一部であり、直接綴合はしないけれども、書式や書体・紙質の類似性から同一鈔本の分離したものと考えられると述べている。なお、岡野氏はこの3断片の位置関係を示した、名例律疏（27条の途中から28条の途中まで）の復原案（ただし、「原巻調査」において一部修正され、「補訂版」の末尾にも再録されている）も提示しているが、これについては後に取り上げて検討したい。

次いで第2節では、中国国家図書館編・任繼愈主編『国家図書館蔵敦煌遺書』（北京図書館出版社、2005年、以下『敦煌遺書』と称する）第22冊所収の、「金剛般若波羅密経」（文書番号「BD01524」）の紙背に補修のために貼付された2つの紙片に記載されている漢文を取り上げている。岡野氏は、2片の内の1片が唐雜律疏・乘官船違限私載条（雜律38条）の疏文の一部であるとする中国国家図書館の史睿氏の見解に賛意を表しつつも、史氏がもう一方の紙片に見える文字の残画については何ら言及していないこと、またその残画について『敦煌遺書』第22冊所収の「条記目録」では、疑問符付きながらもそれらを「弘戒」の二文字であると推定・復原していることに疑問を呈し、当該残画は雜律38条疏文中の「謂監船官司知乘船人私載受寄者」という一文に見られる「私載」の二文字の一部であると推定した上で、もしその推定が正しいとすれば、これら二つの断片はいずれも唐雜律疏の同一条文の一部であり、しかもそれらは直接

綴合し本来は同一断簡であったと考えられることを指摘している。

続いて本論文の中心ともいべき第3節では、旅順博物館蔵賊盜律断片を素材として、永徽・開元間の法改正について検討を加えている。龍谷大学に所蔵されている吐魯番文書の「大谷5098」と「大谷8099」は、直接接合はできないものの、賊盜律・知略和誘和同相売条（賊盜律48条）の上下部分であることが知られていたが、近年になって、北京大学の榮新江氏が、旅順博物館蔵の吐魯番文書（『新疆選粹』202頁に掲載された文書番号「LM_1457_20_01」の文書）が上記「大谷5098」と直接綴合する賊盜律46条から48条にかけての一部である事実を発表した。その中で榮氏は、当該断片中の賊盜律47条（第2行目から第4行目に相当）が現存する『唐律疏議』の賊盜律47条とは内容の異なる部分が見られ、むしろ日本の養老賊盜律の対応条文の文字と大体において一致する点を指摘している。

この問題点に関して現時点での一応の私案を提示するのが第3節の主たる目的となっているが、この中で岡野氏は、養老律・『唐律疏議』の該当箇所と当該断片の文字を詳細かつ丹念に比較検討した結果、旅順博物館蔵の断片に記載された賊盜律47条の内容が、養老律および『唐律疏議』第2問答とは共通するが、『唐律疏議』本文・注・疏文とは異なることから、当該断片は永徽律であるとし、『唐律疏議』本文・注・疏文と内容が異なるのは、永徽・開元間に賊盜律47条に関して法改正が行われたことが原因であり、『唐律疏議』の第2問答に矛盾があるのは、当該箇所が法改正に際して十分な検討がされないまま未修正に終わった結果であると述べている。そしてまた氏は、賊盜律47条の法改正の目的は、略売・和売の客体の範囲を拡大する（すなわち、有服親の従父弟妹と無服卑幼を個別の客体として追加する）ことによって、法をより緻密なものとしてその実効性を高めること、および時代の変化によって家族・近親を客体とする略売・和売という犯罪が、従来のように重い刑罰で威嚇しなければならないほど深刻ではなくなってきたために、妻・己の妾・余親を客体とする場合を除き、刑罰を一律に一等軽くすることにあつたのではないかと述べ、さら

に続けてこの法改正が行われたのは、則天武后が政権を掌握してから玄宗の開元期に至る間である可能性が最も大きいと推測している。

本論文に述べられていることは、岡野氏による精密かつ丹念な作業の結果によってもたらされたものであり、提示されている種々の論点に対する結論もおおむね妥当であると評価できよう。とりわけ名例律疏（27条・28条）・賊盜律（46条・47条・48条）・詐偽律（1条・2条）の復原案の作成に関しては、氏の洞察力の深さと困難な作業をも厭わない学問的誠実さに唯々敬服する他はないと言わざるを得ない。このように評者は本論文を全体としては高く評価するものではあるが、ただ、本筋とは直接関係しない枝葉末節の部分で若干気になる点がある。以下にその点を指摘して書評の責めを塞ぐことにしたい。

第1の点は、先にも述べた名例律疏の復原案に関することである。岡野氏は、「1507_988」の断片の「二」字の右側の行に見える残画を「職」字の一部の可能性があると見て、それを前提に復原案を提示している。しかし氏の復原案をよく見ると、本来同断片は文字が一部転倒している（「合流二千里」とあるべきところが、実際には「合流千二里」と書かれている）のであるが、その部分が「合流二千里」と正しい語順に直されている。もちろんそのこと自体に特に問題があるわけではないが、ただ評者が疑問に思うのは、「二」字の右隣の文字と推定される「職」字を、復原案では変更した語順にあわせて直前の行の上から三文字目に置いている点である。実際の断片では「二」字は上から四文字目に存在しているのであるから、その右隣に存在すると推定される「職」字も前行の四文字目になければおかしい理屈になる。さらに言えば、岡野氏が「職」字の一部の可能性があるとしている残画については、『旅博研究』掲載の写真で見ると、評者の目には、「職」字の四文字下に存在する（はずである）「太常少府」の「太」字の一部、すなわち第二画目の左払いの先端部分と第四画目の点の一部であるようにも見える。本復原案に関して、岡野氏は「原巻調

査」の中で修正案を提示しておられる（上述の如くそれは「補訂版」にも再掲されている）が、今回指摘した部分については、特に修正はなされていない。もし仮に評者の指摘が必ずしも的外れでないとすれば、今回提示された復原案には、更なる検討の余地があるのではなかろうか。

第2の点は、賊盜律47条の法改正の意味とその理由に関することである。岡野氏は、永徽・開元間に行われた賊盜律47条の改正において、卑幼の略売・和売の客体の範囲が拡大した（具体的には従父弟妹と無服の卑幼が個別の客体として規定された）と述べているが、これは正確に言えば、従父弟妹と無服卑幼が、「余親」から分離されて独立のカテゴリーを形成するようになったということであり、必ずしも客体の範囲自体が拡大したとは言えないのではないか。むしろこの従父弟妹と無服卑幼の余親からの分離独立は、岡野氏も指摘している卑幼の略売・和売に対する刑罰の緩和傾向の表れと捉える方がより適切であろう。また岡野氏は、全般的に刑罰が軽減化される方向に法改正された理由として、「流二千里といった重い刑罰で威嚇しなければならないほど、家族・近親を客体とする略売・和売という犯罪が深刻でなくなってきたことを示すものであろう」と述べているが、確かにそのような理由付けも可能ではあろうけれども、もっと別の見方として、律における礼教（儒教倫理）の影響がより強まったことの反映と捉えることはできないであろうか。すなわち、親族間における尊卑長幼の序を重視する儒教の影響の下、律においては親族間の犯罪は一般人の間での犯罪とはしばしば異なる取り扱いをされ、尊長に対する犯罪はより重く、逆に卑幼に対する犯罪はより軽く処罰される傾向にあったことは周知の事実であるが、卑幼に対する犯罪である賊盜律47条の刑罰が全般的に軽くなったのは、こうした儒教の影響が量刑においてより強く反映されるようになった結果と見ることも可能であると思うのである。勿論改正の理由は一つとは限らず、むしろ複数の要因が複合的に絡み合っていると考えた方が穏当であろうから、岡野氏の述べている理由が誤りであると述べるつもりは毛頭ないが、こうした別の観点からの理由付けも考慮に入れる必要があるのではないかという点

を指摘しておきたい。

第3の点は、疑問というよりはむしろ岡野氏のご意見を伺いたい点であるが、永徽律の賊盜律47条における子孫・己の妾・子孫の妾を略売した場合の法定刑の問題である。氏はこの件に関して「不明とせざるを得ない」と述べて結論を保留しているが、これに関して評者なりの仮説を提示してみたい。岡野氏の推定によれば、これら子孫以下の3者を略売した場合の罰量を示す語句は4字から6字の間である。そして、「売子孫及己妾・子孫之妾、各有正条」（傍点評者）という律疏の第2問答の表現から考えれば、3者の略売に対する刑罰は一律ではなく、それぞれ異なっていることが予想される。この2つの点をあわせて考えると、この罰量を示す語句は、個別具体的な刑名ではなく（それでは文字数が到底足りない）、何らか別の罪名を準用するような形のものであった可能性が極めて高い。もしそうであるならば、1つの可能性として考えられるのは、開元25年律において期親以下の卑幼の略売に対する処罰内容として規定されることになった「並同鬪毆殺法」の6文字こそが我々の求めている答えなのではなかろうか。すなわち、永徽律においては期親卑幼・兄弟孫・外孫・子孫之婦の略売は流二千里、子孫・己妾・子孫之妾の略売は「並同鬪毆殺法」とされていたのが、開元律において期親以下卑幼すべての略売が一律に鬪毆殺法を準用する形に変更されたのではなかろうか。もちろんこれは全くの憶測であり、そのことを立証する史料を評者が持ち合わせているわけではないが、この仮説が全く考慮するに値しないものなのか否か、岡野氏の率直なご意見をお聞きしたいところである。

最後に繰り返しになるが、以上述べた点は本論文の主たる論点とは直接関係しない、いわば重箱の隅をつつく類の議論であり（しかも第3の点は岡野氏の説に対する批判ですらない）、本論文の価値をいささかも減ずるものではない。評者の思わぬ読み誤りのために、あるいは的外れな批評もあったかもしれないが、その際は平にご寛恕いただき、ご指正を賜れば幸いである。